

## 令和8年度群馬県不正大麻・けし撲滅運動実施要綱

### 1 目 的

大麻・けしに係る事犯の発生は、関係機関の努力にもかかわらず、依然として後を絶たない現状にあり、これらの事犯の発生を防止するためには、不正栽培事犯の発見に努めるとともに、犯罪予防の観点から、自生する大麻・けしを一掃することが重要である。

本運動は、不正栽培及び自生する大麻・けしを撲滅するため、これら的大麻・けしの発見及び除去を実施するとともに、広く一般県民に対して大麻・けしに関する正しい知識の普及を図ることを目的とする。

### 2 実施期間

令和8年5月1日から令和8年7月31日まで

※厚生労働省「実施要綱」第3のただし書きにより、本県は期間を1か月間延長する。

### 3 実施機関

主催 群馬県、群馬県薬物乱用対策推進本部

協賛 市町村、群馬県警察本部、群馬県教育委員会

### 4 実施事項

#### (1) 広報機関等による啓発

自己の広報組織を全面的に活用して、地域の実情に適した啓発活動を行うとともに、各種報道機関に対して積極的に関係資料を提供し、協力を求め、本運動の趣旨の普及徹底を図る。

#### (2) 印刷物の配布等

不正大麻・けしの撲滅を訴えるポスターの掲示、パンフレットの配布を行う。また、厚生労働省や群馬県のホームページの情報を有効活用することにより、この運動の趣旨の普及徹底を図る。

#### (3) 児童・生徒に対する啓発

教育委員会の協力を得て、管下の小学校、中学校等の児童・生徒に対して、学校薬剤師等により、パンフレットや関係情報を掲載したホームページを活用し、本運動の趣旨を普及する。

#### (4) 集会等の場の活用

各種団体が行う集会等を活用して講師の派遣、啓発資材の配布、厚生労働省や群馬県のホームページの情報を有効活用すること等により、大麻・けしに関する正しい知識を普及し、更に自生及び不正に栽培されている大麻・けしを発見した場合には、保健福祉事務所等に通報するよう本運動の趣旨の徹底を図る。

#### (5) 大麻草栽培者に対する指導

保健福祉事務所等は大麻草栽培者に対して関係法令を遵守させ、特に盗難事犯の発生を未然に防止するための指導の徹底を図る。

#### (6) 不正大麻・けしの発見除去等

保健福祉事務所等は、自生及び不正に栽培されている大麻・けしの発見に努め、これを発見したとき、又は一般県民から通報があったときには、速やかにこれを除去する等所要の措置を講ずる。